

## 議案第204号

### 指定管理者の指定について

さいたま市高齢者生きがい活動センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和7年11月26日提出

さいたま市長 清水勇人

記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市北区植竹町1丁目593番地1
- (2) 名称 さいたま市高齢者生きがい活動センター

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区土手町1丁目213番地1
- (2) 名称 公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
- (3) 代表者 理事長 佐伯 鋼兵

#### 3 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで